

沖縄県社会的養育推進計画の概要

背景

- 平成28年度 児童福祉法改正
子どもが権利の主体であることの位置付け、家庭養育優先原則の明記
- 平成29年度 新しい社会的養育ビジョン
改正児童福祉法の理念の具体化（里親等委託率の向上等）
- 平成30年度 都道府県社会的養育推進計画策定要領
改正児童福祉法等を受け、既存の都道府県家庭的養護推進計画を見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画の策定を要請

沖縄県家庭的養護推進計画

- 平成27年3月策定（計画期間 H27～R11 15年間）
- 計画の趣旨
社会的養護を要する子どもが、できる限り家庭的な養育環境の中で特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもと養育されるよう、基本的方向と方策を定める
- 主な取組
施設の小規模化及び地域分散化、機能強化、里親等委託の推進（委託率目標値：R11 34.4%）、自立支援の充実、子どもの権利擁護の推進

沖縄県社会的養育推進計画

1 計画の趣旨

子どもの最善の利益の実現に向け、沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定める

■計画期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

■計画の進捗評価と見直し

毎年度検証し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告
必要に応じ中間年を目安として計画の見直しを行う

内容

（指標は主なもの）

2 当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・子どもの意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の検討
- ・子どもの権利に関する研修の実施検討
- ・子どもへの定期的なアンケートの実施

5 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・リクルート活動の実施
 - ・実践的なトレーニングを実施する体制の整備
- 〔指標：里親等委託率（%）〕
〔H30〕34.7 → 〔R6〕37.0 → 〔R11〕40.0

8 一時保護改革に向けた取組

- ・適切な一時保護が行われるよう配慮
 - ・一時保護所職員の研修参加の推進
- 〔指標：一人平均一時保護日数（日）〕
〔H29〕41.5 → 〔R11〕32.5

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・子ども家庭総合支援拠点等の設置促進
- 〔指標：子ども家庭総合支援拠点設置数（市町村）〕
〔R1〕1 → 〔R6〕41 → 〔R11〕41

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・民間あっせん機関の運営支援
- 〔指標：支援する民間あっせん機関数（箇所）〕
〔R1〕1 → 〔R6〕1 → 〔R11〕中間年に設定

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・継続支援計画の作成
 - ・自立援助ホームの設置促進
- 〔指標：社会的養護が必要な子どもの進学率（%）〕
〔H29〕61 → 〔R6〕全県並 → 〔R11〕全県並

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

〔推計：代替養育を必要とする子ども数（人）〕
〔H30〕540 → 〔R6〕525 → 〔R11〕508

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・施設の計画的な小規模かつ地域分散化を推進
 - ・専門的なケアの実施のための支援
- 〔指標：地域小規模児童養護施設数（箇所）〕
〔R1〕8 → 〔R6〕15 → 〔R11〕20

10 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・国の基準に則った職員体制の強化
 - ・現職警察官の児相配置
- 〔指標：上 児童福祉司、下 児童心理司（人）〕
〔R1〕50 → 〔R11〕国の配置基準
〔R1〕14 → 〔R11〕国の配置基準